

日本フードシステム学会部会に関する申し合わせ

1. 会則4条にある規程には、当面の間、本申し合わせをあてる。
 2. 部会については、当面の間、常任理事会での承認によって設立するものとする。
 3. 部会の活動については、当面の間、会員による自主的活動とする。
 4. 必要に応じて、部会規程、部会ごとの部会運営規則を設けて、部会の設立、組織、活動内容、経理方針等を定めることとする。部会規程、部会運営規則については理事会で決定し、総会で承認を受ける。
 5. この申し合わせは常任理事会にて決定し、理事会に報告する。
- 付. この申し合わせは、2013年6月15日に制定し、同日から施行する。